

平成30年度 学校でかかる費用の援助が受けられるお知らせ ～就学援助費～

※重要※

このお知らせは、支給内容の通知でもあります。申請・認定後も大切に保管してください。

町田市教育委員会

市では、経済的にお困りでお子さんを小・中学校に就学させることが困難な家庭の保護者に対して、学用品通学用品費・入学準備金・給食費・修学旅行費など学校でかかる費用の一部を援助しています。援助を希望する方は、下記説明をご覧ください。

1. 援助の対象となる方（町田市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者の方）

- 生活保護を受けている方（要保護として認定）※生活保護受給中の方も必ず手続きをお取りください。
- 平成29年中の合計所得について世帯全員の合計額が下表のような状況の方（準要保護として認定）

世帯構成例		合計所得の合計額上限（注1）	
		持家	借家
2人	父または母・子	約170万円	約254万円
3人	父・母・子	約226万円	約310万円
4人	父・母・子・子	約250万円	約333万円
5人	父・母・子・子・子	約274万円	約358万円
6人	父・母・子・子・子・子	約332万円	約416万円
7人	父・母・子・子・子・子・子	約366万円	約450万円

（注1）上記の金額は大体の目安です。家族の年齢等により金額が異なります。

合計所得とは、給与所得の方は「給与所得控除後の金額」を、確定申告をされた方は「総収入額から必要経費を引いた金額」をいいます。分離譲渡所得の特別控除及び損失の繰越控除は含みません。

2. 申請受付 第1回 2018年4月27日（金）まで

- ★町田市教育委員会学務課へ直接郵送する場合、2018年4月30日まで消印有効です。
- ★第2回以降は、2019年2月末まで随時受け付けます。認定の場合は、申請月の翌月付です。

■提出書類

- 平成30年度 就学援助費・奨励費認定申請書
 - ※申請書は、援助を希望するお子さん一人につき1枚必要です。
- 添付書類【平成30年1月1日に町田市に住民登録のない方のみ】
 - ➔5. 申請の提出について◎添付書類をご覧ください。
 - ※平成29年1月から12月までの収入が分かる書類が必要となります。

■提出先（下記のうちいずれか）

在籍する町田市立小・中学校（学級担任または事務室）
町田市教育委員会学務課（郵送可）（住所・場所は最終頁をご覧ください）

■結果通知

第1回受付分は、7月中旬までに郵送でお知らせします。
第2回以降受付分は、申請月の翌月下旬までに郵送でお知らせします。

3. 援助の内容

支給費目	認定結果		学年・援助内容				支給時期 (各月の月末頃)
	要保護	準要保護	小学校		中学校		
			1年生	2～6年生	1年生	2・3年生	
学用品通学用品費	—	○	月額 955円	月額 1,140円	月額 1,860円	月額 2,050円	7・9・1・3月 (3ヶ月分ずつ)
入学準備金 ※1	—	○	40,600円	47,400円 (6年生のみ:3月)	47,400円		7月(3月)
給食費	—	○	実費		実費 (給食申込みをした場合のみ支給)		1学期分→9月 2学期分→1月 3学期分→3月
校外活動費 ※2	○	○	実費(年3回まで)				9・1・3(4)月
体育実技用具費 ※4	—	○			実費(上限あり) (原則として3年間で1回のみ)		9・1・3月
移動教室・ 修学旅行費 ※2	○	○	実費				実施後(実施前)※3
通学費 ※5	○	○	実費(1ヶ月定期代上限)				1学期分→9月 2学期分→1月 3学期分→3(4)月
医療費 ※6 (学校保健安全法で定めた 以下の病気の治療費) 【虫歯・トラコーマ・ 結膜炎・白癬・疥癬・ 膿疱疹(とびひ)・ 中耳炎・慢性副鼻腔炎・ アデノイド・寄生虫病 のみ】	○	○	①診療前に学校で医療券の交付を受けます。 ②医療券と健康保険証(生活保護受給の場合は、 医療券のみ)を医療機関に提出して、受診してく ださい。 ③保険診療の自己負担分が助成されます。				随時

●「—」の支給費目：生活保護費からこれに代わる費用が支給されます。

●町田市外にお住まいの方は、給食費・医療費のみの支給となります。他の費目については、住民登録地の教育委員会で支給される場合がありますので、直接、お住まいの教育委員会にお問い合わせください。

●他の制度により支給される費目がある場合、当該費目は町田市就学援助費からは支給されません。

※1 小学校1年生・中学校1年生で4月付準要保護者の方のみ支給します。5月以降付認定者の方は支給しません。また小学校就学前または小学校6年生で入学前支給を受けた方も支給しません。小学校6年生の入学準備金(47,400円)は、中学校入学前の3月上旬に支給します。なお、町田市外に転出される方や生活保護を受けている方は支給しません。

※2 学校からの報告をもとに支給します。保護者の方の手続きは必要ありません。

※3 学校からの報告が教育委員会に届いた月の翌月末です。実施前の支給をご希望される場合は、学校へご相談ください。

※4 中学校の体育授業で使用する柔道着・剣道用具が対象です。学校での申込みではなく個別購入された場合は、学校へ領収書(コピー可)の提出が必要です。その場合、学校指定のものと同額が支給上限です。

※5 公共交通機関での通学を学校長が認めており、かつ通学距離がおおむね小学校で1.5km以上、中学校で2.0km以上ある児童・生徒が対象です。区域外就学者・指定校変更者(特認地区を除く。)及び通学区域緩和制度利用の児童・生徒は支給の対象となりません。各学期末に学務課から申請用紙を郵送いたします。(公共交通機関での通学をご希望の方は学校へご相談ください)

※6 認否決定前で医療券の交付が受けられない期間は、医療機関に立替払いをお願いします。認定後、返金のための書類を送付しますので、町田市教育委員会学務課まで連絡してください。なお、返金書類の請求期限は、学年末(1～3月受診分は次学年の6月末日)までです。

4. 支給について

指定された保護者名義の口座に振り込みます。また振り込み前に「振込通知書」を郵送します。手続きを取って頂ければ在籍する学校の校長口座に振り込むこともできます。希望する方は学校へお問い合わせください。

なお、学校に納入すべき費目に未納がある場合は、上記手続きの有無にかかわらず、在籍する学校の校長口座に振り込みます。

5. 申請の提出について

お子さまの学年によって、下記のとおり申請の提出が異なります。

小学校1・4年生 中学校1年生	小学校2・3・5・6年生 中学校2・3年生
<p>●申請書は全員に配布しています。 ●前年度の受給の有無に関わらず、裏面の記入例を参考に申請書の提出をお願いいたします。</p> <div data-bbox="172 801 778 1205" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"><p>前年度受給されていた方でも 改めて申請が必要です。</p></div>	<p>前年度町田市で就学援助費を ●受給していた方（途中取消者を除く）は、申請書の提出は必要ありません。 町田市教育委員会で、課税資料により前年の世帯の所得を確認させていただき、認否を決定いたします。 世帯の中で平成30年1月1日に町田市に住民登録が無い方がいる場合、別途書類が必要な場合があります（下記◎添付書類参照）。 結果は7月中旬までに郵送でお知らせします。 認定の場合、4月分から援助を受けられます。 ●受給していなかった方（途中取消者を含む）は、裏面の記入例を参考に申請書の提出をお願いいたします。申請書は町田市ホームページからダウンロード・印刷ができます。</p>

◎添付書類【平成30年1月1日に町田市に住民登録のない方のみ】

下記の内いずれかを添付してください。世帯の中で所得のある方全員が必要となります。

- ①平成29年分給与所得の源泉徴収票の写し（給与所得のみの方）
 - ②平成29年分の所得税の確定申告書控の写し（所得・扶養親族等申告内容のわかるもの）
 - ③平成30年度住民税申告書控の写し（所得・扶養親族等申告内容のわかるもの）
 - ④平成30年度住民税課税（非課税）証明書（平成30年1月1日の住民登録地で交付）
- ※②については受付印又は電子申告した場合の受信通知が、③については受付印が必要になります。
※④の交付は、平成30年6月以降です。詳しくは、平成30年1月1日の住民登録地の市町村にお問い合わせください。

※兄弟姉妹で申請書を複数枚提出する場合は、証明書はどなたかお1人に1部添付してください。

6. その他

- 平成29年分所得税の確定申告または平成30年度市・都民税の申告が必要な方で、まだ申告をしていない方は、就学援助費の認否の審査ができません。お早めに申告をしてください。
- 一定期間、税の申告が無い場合や必要書類の提出が無い場合には「申請却下」となります。
- 就学援助費・奨励費申請書がお手元に無い時は、町田市ホームページからダウンロード・印刷をお願いいたします（URL <http://www.city.machida.tokyo.jp/>）。「就学援助費・奨励費申請書」で検索。
- 町田市にお住まいで、町田市立以外の小学校（義務教育学校の前期課程を含む）・中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）に在籍する方は、学務課へご連絡ください。

平成30年度 就学援助費・奨励費認定申請書



町田市教育委員会教育長 様

申請年月日	平成30年 4月 11日
住所	〒000-0000 町田市 森野2-2-22
電話番号	042 (000) 0000
申請者氏名 (保護者)	町田 森男

記入のとおり、相違ありませんので申請します。
 就学援助費又は奨励費の申請に伴う認定事務に係る市・都民税、収入金額、所得金額について、税務資料により確認することに同意します。生活保護について、福祉事務所で確認することに同意します。
 就学援助費又は奨励費が認定された場合は、下記振込口座に振り込んでください。なお、学校に納入すべき費目に未納がある場合は、就学援助費又は奨励費の当該費目の支給に関する請求、受領、支払及び返還に対する一切についての権限を校長に委任します。

申請が必要なお子さん一人につき1枚の申請書が必要です。

申請時点で生計を同じくする方全員を記入してください。
 ※同居別居は問いません

平成30年1月1日が町田市外の方で所得のある方(全員)の所得証明を添付してください。

住宅の形態についてどちらかにマルを記入してください。
 家賃を支払っていない場合は、持家です。

申請理由にマルを記入してください。

児童生徒名	フリガナ マチダ マチオ 町田 町男	児童生徒からみた続柄	生年月日	学校名
家族構成(同一生計者のみ記入)			H23.7.8	中町 小・中学校 1年 A組
氏名	町田 森男	父	生年月日	在籍学校名
	町田 ときわ	母	H46.5.4	町田市・町田市外
	町田 図師男	兄	H47.2.9	町田市・町田市外
	町田 つくし	姉	H10.4.2	町田市・町田市外
			H17.5.7	旭 小・中学校
				町田市・町田市外
				町田市・町田市外
				町田市・町田市外
住宅の形態 どちらかに○		持家		借家
申請理由	(1) 生活保護を受けている。(年 月 日から) (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付受給者である。(年 月 日から) (3) 収入が低く、就学が困難である。 (4) 特別支援学級(固定制)に在籍している。 (5) その他 ()			

支払金銀行等振込依頼書									
振込先	銀行	信用金庫	支店						
金融機関	〇x	農協・信用組合	(支店番号 000)						
口座番号	2 当座	1	2	3	4	5	6	7	
	3 貯蓄								
フリガナ	マチダ トキワ								
口座氏名	町田 ときわ								

保護者名義の口座を指定してください。
 一世帯につき、指定できる口座は1口座です。
 ※兄弟姉妹で別の口座の記入があった場合は、申請受付日が新しい日のものを登録させていただきます。
 ※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店名(漢数字3桁)・預金種別・口座番号が必要です。
 ⇒キャッシュカードに記載されている記号番号ではお振込みができません。

【制度に関する一般的なご案内】
 町田市役所「お問い合わせ窓口」
 042-722-3111 (年中無休 7~19時)
 【個別のご相談】
 町田市教育委員会 学務課
 〒194-8520 町田市森野2-2-22
 町田市庁舎 10階1002
 TEL:042-724-2176
 FAX:050-3161-7996
 平日 8時30分~17時 (年末年始を除く)



■交通アクセス
電車でお越しの方
 *JR横濱線
 町田駅中央口徒歩11分
 *小田急線
 町田駅西口徒歩8分
バスでお越しの方
 *『町田市役所市民ホール前』下車徒歩1分
車でお越しの方
 *立体駐車場をご利用ください。

町田市では学校教育情報をメール配信しています。
 下記QRコードまたは、ホームページから登録いただくことができます。
 ぜひ、ご利用ください。

